訴えの提起の件(保証債務履行請求) 令和5年(2023年)9月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名保証債務履行請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 栃木県大田原市在住者 札幌市東区在住者

- 3 訴えを提起する裁判所札幌地方裁判所
- 4 請求の要旨
 - (1) 請求の趣旨

ア 被告らは、原告に対し、連帯して、金28,895,305円及び内 金12,026,000円に対する令和5年10月1日から支払済みま で年10.75%の割合による金員を支払え

イ 訴訟費用は被告らの負担とする との判決及びアにつき仮執行の宣言を求める。

(2) 請求の原因

ア 原告は、訴外主債務者との間で、平成12年1月27日付けで札幌市 アイヌ住宅新築資金等貸付要綱(旧札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要 綱)に基づき住宅新築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約を 締結し、訴外主債務者に対して、利息を年2%として同年4月7日付け で住宅新築資金の元金7,600,000円及び同年2月29日付けで宅地取得資金の元金5,900,000円の合計13,500,000円の貸付けを行い、訴外主債務者は、住宅新築資金については同年5月から令和7年3月まで、毎月末日限り32,212円ずつ、同年4月末日限り32,380円を、宅地取得資金については平成12年3月から令和7年1月まで、毎月末日限り25,007円ずつ、同年2月末日限り24,969円を、それぞれ償還することとなった(これらの元金に係る違約金は年10.75%の割合)。

- イ 訴外主債務者は、これまで住宅新築資金について元利合計400,4 49円を、宅地取得資金について元利合計350,098円を、それぞ れ償還したが、平成21年8月8日以降、償還を行っておらず、未償還 分がある。
- ウ 訴外被告栃木県大田原市在住者の父及び被告札幌市東区在住者は、訴 外主債務者の住宅新築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約に 係る貸金債務について、書面により連帯保証し、被告栃木県大田原市在 住者は、父の連帯保証債務を相続した。
- エ よって原告は、被告らに対し、上記(1)ア記載のとおり金員の支払を求める。

5 訴え提起の理由

本市が訴えを提起しようとする相手方の他に債務の履行が可能な当事者が 認められないところ、当該相手方は、本市からの催告にもかかわらず、償還 に全く応じず、もはや自主的な償還を期待することができない状況にある。

よって、相手方に対し、上記4(1)ア記載の金員の支払を求める訴えを提起する。

6 訴訟追行について

本件訴えの提起後において、その目的達成のために必要がある場合には、 訴え又は当事者の追加又は変更等をすることができるものとする。

(理由)

本市からの貸付金を滞納した者の連帯保証人らに対し、保証債務履行請求の

訴えを提起するため、本案を提出する。